

伊奈波の滝と水茶屋

伊奈波神社教學研究員 篓 真理子

伊奈波神社の本殿の下の段、楼門の横には、神滝が流れ下っています。それに続く渓流は、初夏にホタルの飛ぶ姿を見る事ができるよう地元の方がたが努力しておられることが存じでしょう。山からの清らかな水が豊かに流れ落ちる姿にはすがすがしさを感じます。今回は、かつてここに設けられていた水茶屋を取り上げます。

明治二十三年（一八九〇）に発行された『岐阜みやげ』には、神社周辺のぎわいに続けて次のように書かれています。「この間に一の瀑布あり。大ならずといえどもその水清冽にして、盛夏の候、浴するもの甚だ多く、特に境の清きをもつて市中の士女は黄昏より来て涼を取る」。滝は一八三九年の境内図（図1）や一八五七年の境内図にもはつきり描かれ、名所として

上部は屋根と柱だけの吹き抜けで、暑中にここで一休みするのはいかにも気持ちよさそうです。県から借地が許可されたのち、七月九日に松野平弥から氏子総代に請け書が出されましたが、そこには来る十二日から九月末日まで開業し、毎日午後十二時には閉店すると述べています。納涼の人出は午後から増えるはずですから午後十二時終了という早すぎて、時間が厳守されたかどうかさか怪しく思われます。さらに年月日は不明ですが、参詣者が多いため施設を増設したいとの小熊村の中村梅枝の願書下書きもあります。

設置経緯を示す書類はこの二年分だけですが、こののも水茶屋は開かれています。明治十八年から二十二年にかけて五円、二十三・二十四年には増額して七円が「滝の店」から寄附されました。賽銭などを含む総収入が二百円前後ですから、かなりの金額といえます。

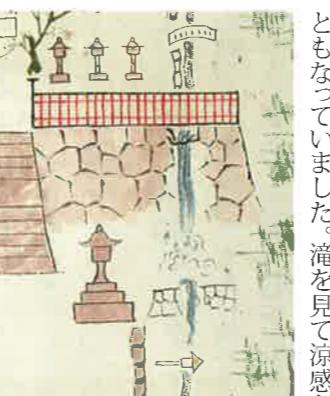
えるだけではなく、直接に滝水で水浴するのです。これには、たとえば清水寺の音羽の滝のように身を清めるという意識もあったかもしれません

が、暑気払いの楽しみという気持ちの方が強かったように思われます。明治中期の新聞紙上には季節の風物詩と代にも同じ光景はあつたのではないか

しあうか。

滝の下に参詣者向けの水茶屋が設けられたのは明治十七年のことです。この年、小熊村の岡本藤吉から伊奈波神社氏子総代にあてて、縦一間三尺（約一・七メートル）、横四間（約七・二メートル）の場所を滝のまわりで借りて「床台のよな腰掛」を設け、七月一日から九月三十日までの期間に

参詣人休憩のための水茶屋を開くことを願い出て承諾されました。水茶屋とは小屋掛けの簡単な喫茶店で、茶や麦湯などの飲み物を供する施設ですが、酒食は出しません。この年六月二十五日に岡本藤吉が提出した証文にも飲食店と紛らわしい行為はし



（図1）

の繁盛ぶりと周辺整備のようすを知ることができます。明治十九年には滝の落ち口にヒノキ板を当てて水流が太くなるように工夫しました。翌年には水茶屋の縁下に池を掘り、緋鯉数百尾を放つて来客の目を楽しませると報じられています。二十二年に瀬は滝下流の両岸に大岩を並べ、水が瀬となつて流れ下るようにされました。先の願書や請け書の作成者は実は氏子総代も勤める人で、実際の水茶屋経営者は別だったようです。新聞記事や伊奈波神社文書には、初めは桜町（現在は伊奈波通二丁目）の大吉のち鞠屋町の奥新（おそらく桂井新助）が經營者としてあがつています。明治二十年八月にその収入は一日平均三円余もあるとしていますから、炎暑時にぎわいはかなりのものでした。このころの伊奈波神社界隈は地域最大の繁華街でしたから、参詣者や水浴者だけでなく周辺の見世物や芝居小屋の観客たちも利用したのではないでしようか。



（図2）



（図3）

十九年の新聞に「まるで男女混合の浴室のようだ」と苦言が投書されています。また、滝周辺の整備やあまりの混雜が神域には似つかわしくないと感じられることも多かつたと思われついに「稻葉神」から神官に対して神勅が出されました。「庭園の管理を委託したのに、権限を濫用して瀑布を一個人に与えた。天下衆人とともに歓樂・納涼に供するためのものを、私的に処置したのは良くない。速やかに元形に戻し、今後は一滴の露も他へ漏らしてはならない。この旨を奉戴し氏子総代に厳命せよ」というものでした。年は不明ですが七月十二日の日付があります。明治二十三年までは水茶屋は毎年設けられており、二十四年もすでに六月二十九日にオーブンし

ています。神勅を受けた神官と氏子総代たちは速やかな対応を迫られたでしょうから、この神勅は明治二十四年のことだと想像されます。

ところがこの年十月二十八日、濃尾大地震が起り、振動と火災で社殿や石垣は壊滅的な被害を受けます。破損した滝は翌二十五年八月に修繕がなされるとともに、滝水を二つの流れに分ける二股の箱が設置されました。さらに翌二十六年には、それまで滝の落ち口から下まで三メートル弱であったのを六メートル弱とし、水量も多くなるように工事されています。これは水浴びには高すぎますから、水浴者の姿もなくなつたでしょう。現在の滝の光景は、このときが始まりだつたわけです。

水茶屋は期間終了後は取り払ったと思われますが、参詣や納涼の人たちに好評だったようで、翌十八年にもまた設置されました。まず四月に横崎利準に對して、縦一間一尺五寸、横四間（面積九坪）の土地を滝のまわりに借りる許可を求めています。前年の倍の面積で、借地税を県に納めての借用であり、より本格的な営業をめざしたものでしょう。当初は六月一日月二十五日に岡本藤吉が提出した証文にも飲食店と紛らわしい行為はしています。

この願書には付図（図2・3）があります。水茶屋のようすがわかります。場所は社務所のほぼ向かいで、流れをまたいで建てられました。高床式の水茶屋は期間終了後は取り払ったと思われますが、参詣や納涼の人たちに好評だったようで、翌十八年にもまた設置されました。まず四月に横崎利準に對して、縦一間一尺五寸、横四間（面積九坪）の土地を滝のまわりに借りる許可を求めています。前年の倍の面積で、借地税を県に納めての借用であり、より本格的な営業をめざしたものでしょう。当初は六月一日月二十五日に岡本藤吉が提出した証文にも飲食店と紛らわしい行為はしています。

から金五円を神社に寄附すると約束しています。

水茶屋は期間終了後は取り払ったと思われますが、参詣や納涼の人たちに好評だったようで、翌十八年にもまた設置されました。まず四月に横崎利準に對して、縦一間一尺五寸、横四間（面積九坪）の土地を滝のまわりに借りる許可を求めています。前年の倍の面積で、借地税を県に納めての借用であり、より本格的な営業をめざしたものでしょう。当初は六月一日月二十五日に岡本藤吉が提出した証文にも飲食店と紛らわしい行為はしています。